

**「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」ワーキンググループ
(生活環境、日本語学習・日本語教育) 第5回会議(合同) 議事概要**

1 日時

2021(令和3)年1月20日(水) 午後2時から午後4時まで

2 場所

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

3 出席者

○生活環境ワーキンググループ 13 団体

(出席団体)

名古屋出入国在留管理局
東海北陸厚生局
中部管区行政評価局
愛知県商工会連合会
一般社団法人中部経済連合会
愛知県経営者協会
愛知県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会愛知県連合会
名古屋市
愛知県市長会(知立市)
愛知県町村会(蟹江町)
公益財団法人愛知県国際交流協会
愛知県(順不同)

○日本語学習・日本語教育ワーキンググループ 13 団体

(出席団体)

名古屋出入国在留管理局
愛知労働局
愛知県商工会連合会
一般社団法人中部経済連合会
愛知県経営者協会、
愛知県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会愛知県連合会
名古屋市
愛知県市長会(知立市)
愛知県町村会(蟹江町)
公益財団法人愛知県国際交流協会
東海日本語ネットワーク、
愛知県(順不同)

4 議事

(1) 生活環境ワーキンググループ

- ア WG構成団体からの取組報告
- イ 意見交換

(2) 日本語学習・日本語教育ワーキンググループ

- ア 基調報告：外国ルーツの子どもたちの日本語教育に係る現状と課題
【講師】愛知淑徳大学 非常勤講師 松本 一子 氏
- イ WG構成団体からの取組報告
- ウ 意見交換

5 発言内容

(1) 生活環境ワーキンググループ

(事務局[愛知県多文化共生推進室])

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」、「生活環境ワーキンググループ」及び「日本語学習・日本語教育ワーキンググループ」の第5回会議を、合同開催させていただきます。

なお、両ワーキンググループの事務局は、「生活環境WG」が、愛知県多文化共生推進室と名古屋出入国在留管理局、また、「日本語学習・日本語教育WG」が、多文化共生推進室、県教育委員会教育企画課、名古屋出入国在留管理局となっておりますことから、本日の進行は、多文化共生推進室長の、私、東松がつとめさせていただきます。よろしくお願いたします。以後、着座にて失礼いたします。

本日の出席者につきましては、お手元に配布しております「出席者名簿」をもって、紹介に代えさせていただきます。なお、「愛知県市長会の豊橋市」様、「愛知県町村会の東浦町」様が、御欠席となっております。

また、後半の「日本語学習・日本語教育WG」で基調報告をしていただく愛知淑徳大学非常勤講師の松本一子先生にも「生活環境WG」から御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

それでは、議事に入ります前に、本日配布しております資料を、会議次第に記載させていただきます【配布資料】に従いまして、御確認いただきたいと思います。と存じます。

資料1から資料10までは、議事にございます、「基調報告」、「WG構成団体からの取組報告」の際に、使用させていただきます。また、資料11から資料13につきましては、情報共有や広報資料として、提供させていただくものでございます。

なお、資料11（災害時外国人支援活動講座）と、資料12（あいち多文化共生タウンミーティング2020 in なごや）については、資料番号を付けておりませんので、御了承ください。

また、本日、名古屋市様から、名古屋国際センターのパンフレットをご提供いただきましたので、机上に配布させていただいております。

それでは、次第に従いまして、「生活環境WG」を始めさせていただきます。

まず初めに、議事（1）のア「WG構成団体からの取組報告」でございます。

今回は、それぞれの構成団体で実施されている取組について、この「生活環境WG」で御紹介いただけるものを、事前に調査させていただきました。

本日は、その中から、愛知県の多文化共生推進室から、続いて、名古屋出入国在留管理局様、東海北陸厚生局様、名古屋市様から、取組内容や課題等につきまして、御報告をいただきたいと存じます。

それでは初めに、愛知県 多文化共生推進室から、「外国人高齢者支援事業」と「あいち医療通訳システム」の取組について、御報告させていただきます。

ア WG構成団体からの取組報告

(愛知県多文化共生推進室)

愛知県多文化共生推進室室長補佐の舘洞と申します。よろしくお願ひいたします。れでは、県から、「外国人高齢者支援事業」の取組について御報告させていただきます。資料1を御覧ください。この事業は、本年度の新規事業でございます。

外国人県民の長期滞在・永住化が進む中、今後さらに外国人高齢者の増加が予想されます。このため、介護や、社会保障制度など高齢化に伴う諸課題について、その実態を調査するとともに、外国人高齢者の支援を行う際に活用できるリーフレットを作成し、介護支援者の多文化共生への理解促進を図ることを目的に実施しております。

この事業は、NPOに委託して実施しており、実施に当たりましては、有識者、行政、県社会福祉士会、支援団体等を委員とする検討会議を3回開催し、事業の実施方法や内容等を検討いたしました。

まず、外国人高齢者の実態調査につきましては、先進的な取組をしている介護事業所、支援団体、行政の介護福祉担当課、個人など合わせて約20件を対象に、ヒアリング調査を行うとともに、県内地域包括支援センターに対してアンケート調査を実施いたしました。ヒアリング調査では、外国人を受け入れる際に工夫していること、外国人を受け入れる中で気付いたことや学んだこと、今後の課題、行政への要望などについてヒアリングを行いました。

地域包括支援センターに対するアンケート調査では、外国人高齢者やその家族からの相談実績の有無、外国人高齢者を受け入れる事業所の有無、対応する際に困ったこと、行政に対する要望などを調査いたしました。

この調査結果は、現在、とりまとめ中でございますが、このような調査は自治体レベルでは全国で初めての取組であり、この報告書を県Webページで公開し、広く外国人高齢者への支援や取組促進に活用していただきたいと考えております。

リーフレットにつきましては、2種類を作成いたします。

具体的には、介護認定調査員やケアマネージャーなどの支援者が、多文化共生の知識を持った上で外国人高齢者を支援できるよう、多文化共生について理解を深める際に活用できる理解促進リーフレットと、外国人高齢者やその家族などに対し、介護認定調査や介護制度の説明において、専門用語や介護認定の流れなどを説明する際に活用できる制度説明リーフレットを多言語で作成し、介護等の現場で活用いただけるようにいたします。

完成・公表は2月上旬を予定しており、本日は参考として未定稿のものですが、資料としてお配りしました。

次の資料、A 4 横のものが支援者向けのものでございます。実際のリーフレットはA 3 三つ折りで作成します。この中では、特に、表側の「4 文化の違いの留意点」、裏側の「5 外国人高齢者介護のポイント」の部分は、現場を熟知したNPOや外国人支援者らと議論を重ねてまとめたものでございます。

次のA 4 縦のものが外国人高齢者向けのものでございます。イラストを多用し、わかりやすさを重視して作成いたしました。日本語のほか、ポルトガル語、英語、中国語、フィリピン語、韓国・朝鮮語の5言語で作成いたします。これらのリーフレットは、市町村や社会福祉協議会等関係団体を通じて介護施設や介護支援者に配布するとともに、県 Web ページに掲載いたします。

「あいち多文化共生推進プラン 2022」では、「ライフサイクルに応じた継続的な支援」を施策目標の1つとし、老年期においては「高齢化に関する取組の検討」や「外国人県民の高齢化や介護の課題に関する啓発」を具体的な施策として掲げております。外国人高齢者への支援については、行政だけでなく、福祉関係機関、国際交流協会、NPOなど、多様な団体のネットワークが重要となりますので、今後も、庁内関係局及び関係団体等と連携して取り組んでいきたいと考えております。

外国人高齢者事業の取組は以上です。

続きまして、「あいち医療通訳システム」の取組について御報告します。資料2を御覧ください。

愛知県内には27万人を超える外国人県民が生活していますが、日本語が分からないために医療機関等に行くことができないことや、行ったとしても医療の専門的な言葉では、医者と外国人患者のコミュニケーションをとることが難しいといった問題があります。

そこで、外国人県民が安心して医療等を受けることができるよう、愛知県・医療関係団体・県内関係大学・県内市町村により構成する「あいち医療通訳システム推進協議会」を運営主体として、利用申込のあった、医療機関、保健所・保健センター等に通訳者派遣や電話通訳等のサービスを提供するものです。

この、あいち医療通訳システムは、2010年度にニーズ調査などを行い、医療関係団体、大学、関係市町村、NPO等で構成された検討会議でシステム案を検討し、翌2011年10月から試行的運用を始め、2012年4月からシステムを本格実施しております。本格実施をしてから今年で9年目となりました。

システムの内容についてですが、通訳者の派遣については、関係大学と連携して養成した一定レベル以上の知識・スキルをもった通訳者を、医療機関等からの事前の依頼により派遣するもので、英語、中国語、ポルトガル語などの14言語に対応しています。

通訳者の養成については、今年度は、外国人住民の多国籍化が進む中、急増するベトナム人の方に対応するため、ベトナム語の通訳者に特化して養成を行うこととし、語学能力試験や基礎研修、認定試験を実施した結果、12名の方を医療通訳者として認定しております。認定者は今年度を含めこれまでに14言語、306名の通訳者を認定しておりまして、転居等により、現在は296名が活動しています。

電話通訳については、24時間365日対応しており、英語、中国語、ポルトガル語など6言語に対応しています。この電話通訳は、事前の依頼ができない初診時の対応、緊急時や

夜間の対応に有効で、通訳派遣と電話通訳を組み合わせることにより、それぞれの長所を活かしたサービス提供ができるようになっていきます。

また、文書翻訳として、患者へ渡す紹介状等の翻訳も対応しています。

このシステムは、県・市町村が運営事務局経費と通訳養成経費を負担してシステムの枠組みを支え、一方、医療機関と外国人患者は、サービス利用料である通訳謝礼などを原則2分の1ずつ負担するという仕組みになっております。

サービスの利用実績としましては、システムへの登録機関数ですが、2020年12月末まで、149の医療機関等に登録いただいています。今年度の利用状況としては、11月末の時点で、通訳派遣718件、電話通訳305件、文書翻訳71件となっており、その約5割がポルトガル語での対応となっています。

通訳派遣、電話通訳、文書翻訳の3サービスの合計件数について、システム立ち上げ当初、2011年の476件より増加傾向にあり、最も多いのは2018年度の2,001件です。本格的にシステム運用を開始した2012年度から9年間で、このあいち医療通訳システムが着実に根付いてきているものと考えております。

ただ、2019年度や2020年度の利用件数はやや減少しており、近年、医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、各医療機関において、翻訳機器やスマートフォンの翻訳アプリ活用など、多言語で外国人患者を受け入れる環境整備や、インバウンド、特にメディカルツーリズムを積極的に受け入れる医療機関が増える中、医療通訳分野に事業参入する業者との競合も一因ではないかと考えます。若干コロナの影響もあるのかもしれませんが。

今後も、外国人県民への多言語支援環境を独自に整備できない医療機関等を対象に、本システムの活用を促進していくとともに、医療通訳者について、多国籍化に対応できるよう、引き続き新規の通訳者の養成を図っていきたいと考えております。

県からの取組の報告につきましては、以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、名古屋出入国在留管理局様から、「新型コロナウイルス感染症に係る対策関連資料」と「Facebook チラシ」について、説明していただきます。よろしくお願いいたします。

(名古屋出入国在留管理局)

名古屋出入国在留管理局審査管理部門受入環境調整担当の伊東と申します。至らない点もあるかと存じますが、今後ともよろしくお願いいたします。

私からは、生活環境関連の報告として、新型コロナウイルス感染症に係る対策関連資料の提供及びFacebookの運用開始について報告させていただきます。よろしくお願いいたします。まず初めに資料3をご覧ください。当局では、新型コロナウイルス感染症に係る当庁の特別な取扱いにつきまして、主だった重要部分をとりまとめた資料を作成し、一元的相談窓口等相談員様向けに、昨年5月から随時情報提供を行っております。本日記布しております資料は、その第8版となります。同感染症に係る取扱いについての変更は、およそ月1回のペースで行われており、昨年12月4日に作成しました第8版が最新版となっております。

本資料の構成ですけれども、出入国の制限・国際的な人の往来再開に向けた段階的措置、再入国許可による出国後に日本に戻ってこられなくなった方に対する措置などの出入国関連のものと、留学生や技能実習生などの、帰国したくても帰国できない方に対する措置や引き続き日本に在留したいけれども新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化のあおりを受け就職が難しくなっている就労資格者の方に対する措置などの在留関連のもの大きく2つのテーマに分けられています。今日は、本資料のうち本年1月に取扱いの一部が変更となった部分などを中心に、簡単にではありますが、その概要をご説明させていただきます。

まず初めに、本資料3ページをご覧ください。法務省では、「上陸の申請日前14日以内に上陸拒否の対象地域に滞在歴のある外国人」について「特段の事情」がない限り、日本への上陸を拒否することとしております。また、上陸拒否の対象地域に滞在歴がある外国籍の方は、滞在していた地域を出国する前72時間以内に新型コロナウイルス感染症に関する検査を受け、「陰性」であることを証明する検査証明を提出する必要があります。「特段の事情」がある者とは、4ページに主だったところを記載しておりますが、再入国許可をもって再入国する者、新規入国では同感染症の影響で再入国許可期限内に再入国できなかった者、日本人や永住者の配偶者又は子、定住者の配偶者又は子であって、本邦に家族が滞在しており、家族が分離された状態にある者、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に沿って上陸申請する者及びその他人道上配慮すべき個別な事情が認められる者などです。先ほど上陸拒否の対象地域に滞在歴がある外国籍の方は、その滞在地域から出国する前72時間以内の検査証明が必要とお話ししましたが、緊急事態宣言の発出に伴う検疫措置の強化によりまして、今月13日から同宣言が解除されるまでの間、全ての入国者・再入国者・帰国者に対しまして、この検査証明の提出を求めることとなっております。

次に「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に沿って上陸申請する者」について説明いたします。お手元の資料は7ページになります。国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、ビジネス上必要な人材の出入国について例外的な枠を設定するもので、一定の条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機期間中であっても、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能な「ビジネストラック」と、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機が維持される「レジデンストラック」の2種類の枠組みがあります。これらは二国間での双方向の往来であり、その対象国・地域は11の国・地域です。しかし、今回の緊急事態宣言の発出を受けまして、両トラックを利用した新規入国は明日1月21日から同宣言が解除されるまでの間、一旦停止となりました。

また、資料4ページに戻っていただきまして、特段の事情があると認められる者の一番下に記載してありますが、昨年10月1日からは、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、留学や家族滞在所の他の在留資格の方でも「レジデンストラック」に準じた取扱いにより、原則として全ての国・地域からの新規入国が認められていましたが、新型コロナウイルスの変異株が発見されたことを受けて、イギリスと南アフリカは当面の間、また、その他の上陸拒否対象地域は緊急事態解除宣言が発せられるまで一旦停止しています。さらに、この取扱いにより発給されました査証については明日1月21日から緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、効力を停止するため、この仕組みを利用したの入国はできません。これまで話してきたことをまとめますと、明日21日以降本邦への入国が認

められる方は、「特段の事情」がある者のうち、再入国許可を持って再入国する者、新規入国者のうち「日本人の配偶者」などの身分に基づく在留資格が許可されている者に限られます。留学や技能実習その他の在留資格の方の新規入国については、緊急事態解除宣言が発せられるまで一旦停止しています。また、先ほど申しあげましたとおり、本邦への入国が認められる方についても、上陸拒否対象地域や滞在日数に関わらず、滞在先の出発 72 時間以内の新型コロナウイルス感染症に関する検査で「陰性」の証明をする検査証明の提出が必要となっております。

次に同感染症の影響により日本に戻ってこられなくなった方に対する措置について説明いたします。12 ページをご覧ください。まず初めに、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期限内に日本へ再入国することが困難な「永住者」の場合、通常であれば、在留資格を有する者は、「永住者」に限らず、再入国許可の有効期限内に日本に戻らなければ現に有する在留資格を喪失することになります。しかし、本取扱いにより、滞在先の日本国大使館・領事館において、「定住者」の査証を取得後、本邦入国時に空港において「永住者」として新たに上陸特別許可を受けることができます。また、永住者以外の在留資格については、15 ページに記載してはいますが、再入国許可期限及び在留期限内に入国できなかった場合については、在留資格認定証明書の再申請が必要にはなりますが、提出資料が簡素化されており、申請書、理由書及び従前の在留カードの写しのみで申請できる取扱いになっています。さらに通常在留資格認定証明書の有効期間は 3 か月とされていますが、入国制限措置が解除された日から 6 か月又は 2021 年 4 月 30 日までのいずれか早い日まで有効となっています。

最後に「留学」や「技能実習」、その他の在留資格で在留していた者で、帰りたくても帰れない方に対する措置として、留学生や技能実習生、その他の中長期在留者に対しては、在留資格「特定活動（6 月・就労可又は就労不可）」や「短期滞在」への変更が許可されておりますところ、昨年 12 月 1 日からは日本での生計維持が困難な外国人に対して、特定活動で就労不可となっている方や短期滞在の方であっても、週 28 時間以内の就労を認める取扱いになっています。本資料についての説明は以上です。

次に、前回のワーキンググループで年度内開始を目指している旨ご報告しておりました当局の F a c e b o o k に関しまして、今回続報として報告させていただきます。お手元には資料 4 を配布させていただいております。当局において、在留支援の一環として、在留外国人に向けた効果的な情報提供をするため、年度内開始を目指しておりました F a c e b o o k の運用を、昨年 12 月 18 日より前倒して開始いたしました。本 F a c e b o o k では、在留支援に繋がる様々な情報をやさしい日本語のほか、英語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、中国語及びネパール語の 9 言語で発信しております。1 月 16 日時点での本 F a c e b o o k のフォロワー数は 3,211 人と、昨年 6 月に運用を開始した本庁 F a c e b o o k のフォロワー数 2,800 人を超え、順調に推移しております。また、1 月 16 日までの直近 28 日間の投稿合計閲覧者数は 33,141 人であり、使用言語別ではポルトガル語が 10,837 人と一番多く、次に日本語 7,711 人、英語 6,138 人、スペイン語 3,583 人、中国語 2,692 人、ベトナム語 1,373 人となっています。また、ネパール語に関しては合計閲覧者数が 12 人と非常に少なく、今後どのように周知していくかが課題となっています。運用開始から多くの関係機関の皆様にも、周知につきご協

力いただきましてありがとうございます。今後も在留外国人に向けて、当局の情報を分かりやすく発信していくよう努めてまいります。

また、関係機関との連携ということで、2点ほどこの場を借りて報告させていただきます。1点目に、相談業務に関する研修会について報告させていただきます。明日1月21日に愛知県国際交流協会（A I A）様が主催されます、令和2年度外国人相談担当者研修会において、改正入管法の基礎知識としまして、研修の講師を務めさせていただきます。また、A I A様のご紹介ということで、来月2月に愛知県女性相談センター様の市区町村向け研修会にもお声掛けいただきまして、講師を務めさせていただく予定です。

2点目に、一元的相談窓口への職員派遣について報告させていただきます。A I A様とは毎月第3水曜日に受入環境調整担当職員を相談員として派遣させていただいております。また、名古屋市様とN I C（名古屋国際センター）様が開催しました、令和2年7月の相談会でも相談員として派遣させていただきました。更に今年度は試行ということではございますが、昨年12月と今月の2回、小牧市様のご依頼により、受入環境調整担当職員を相談員として派遣させていただきました。いずれの相談日も予約が満席で、多方面から好評を得ることができましたので、令和3年度から定期派遣を本格実施する運びとなっております。

今後も、出入国や在留資格に関する問題の解決等を通じて、各関係機関と連携していくよう努めてまいります。当局からの報告は以上です。ありがとうございました。

（事務局）

ありがとうございました。続きまして、東海北陸厚生局様から、「外国人介護人材の受入れ」につきまして、お願いいたします。

（東海北陸厚生局）

東海北陸厚生局企画調整課長の立石と申します。日頃から厚生労働行政に御理解と御協力を賜りまして誠にありがとうございます。恐縮ですが、着席して御説明させていただきます。

資料5を配布させていただいております。時間の都合上、すべてを説明することはできませんので、かいつまんで説明させていただきます。後で見いただければ幸いです。資料を開いていただきまして、私からは、厚生労働省で行っている、介護人材の受入れの現状について御紹介させていただきます。

まずは、介護分野の特定技能制度についてです。平成31年4月に創設された特定技能制度においては、一定以上の日本語能力を有していることに加え、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験に合格することで、日本の介護現場で働くことができる仕組みとなっております。こちらの試験の概要につきましては、資料の5ページになります。また、EPA介護福祉士候補者や技能実習2号修了者については、一定の要件を満たした場合、試験を免除され、特定技能の在留資格に移行することが可能となっております。介護技能評価試験及び介護日本語評価試験につきましては、平成31年4月のフィリピンを皮切りに、カンボジア、インドネシア、ネパール、日本国内、モンゴル、ミャンマー、タイにおいて順次実施しておりまして、令和2年10月までに介護評価試験に8,090名、介護日本語評価試験に

8,542名の方が合格しております。また、今後、ベトナムと中国についても、実施環境が整い次第順次、それぞれの国で実施していくという状況でございます。なお、両試験についての学習用テキストを日本語及び9か国語で作成しております。資料7ページになりますが、このように、多くの介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の合格者が出ておりますので、介護施設等と特定技能による就労希望者とのマッチングを適切に行いまして、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受け入れ支援体制の構築を図っております。

お手元の資料の8ページになりますが、次に、お役立ちツールということで、7点記載しております。

1点目ですが、日本語学習支援ツールといたしまして、WEBコンテンツを用意しております。これは、登録をすれば、無料で誰でもインターネット上で、介護で使う日本語を絵や音声を使って学ぶことができるものです。

2点目ですが、介護現場で使われる日本語テキストです。これは、留学される方は、日本語を勉強されて日本にいらっしゃいますけれども、実際に介護の現場で働く中で必要な日本語を確認していただくものです。こちらも無料で厚生労働省のホームページからダウンロードしていただくものでございます。

3点目になりますが、介護現場で働く外国人の方のための無料相談窓口を設けております。これは例えば、社会保険や住民税の仕組みなどが良くわからないなどの生活支援や雇用契約書の内容が良くわからないといった労働条件に関する相談につきまして、日本語を含む全11言語によりフリーダイアルの電話相談をしているものです。

4点目になりますが、介護現場で働く外国の方や介護福祉士養成施設で介護の勉強をされている留学生などを対象に交流会を開催しております。今年度はオンラインで実施しておりますが、まだ日程も残っていることから、参加希望の方につきましては、資料のチラシにあります、国際厚生事業団にお問い合わせいただければと思います。

5点目ですが、介護分野における特定技能制度や外国人介護人材受入れに関する最新の動向などにつきましては、出入国在留管理局及び厚生労働省から特定技能の制度説明を行っており、その説明動画につきまして、国際厚生事業団のホームページから御覧いただけます。

6点目になりますが、外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けのガイドブックです。これは、介護分野で働く外国人材が増えていることを踏まえ、介護事業者向けに外国人介護職員を雇用するに当たり、関連する各制度の仕組みなどをまとめたガイドブックになります。

最後に、7点目になりますが、外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブックに関してです。これは、外国人介護職員を受入れる介護施設におけるコミュニケーションやスキルアップなど、必要な支援のあり方についてまとめたガイドブックになります。

2点目の日本語テキスト、6点目の受入れガイドブック、7点目の活躍支援ガイドブックにつきましては、厚生労働省のホームページから確認できるようになっております。

以上7点を厚生労働省の補助事業として実施し、外国人材の受入れ環境を整えているところでございます。

続きまして、資料の17ページになりますが、令和3年度予算案の状況について簡単に御

説明させていただきます。こちらが、外国人介護人材の関連予算の一覧となっております。太枠の部分が、自治体において活用いただける内容となっております。18 ページになりますが、外国人介護人材受入れ環境整備事業では、外国人介護人材が国内の介護現場におきまして円滑に就労・定着できるよう、自治体向け、民間団体向けの補助事業を通じてその受入れ環境の整備を推進することとしております。

また、令和 2 年度から、地域医療介護総合確保基金のメニューである、外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業として、コミュニケーション支援、資格取得支援・生活支援、教員の質の向上支援を行っております。資料 17 ページにつきましては、交付先は令和 2 年度の実績のものとなっておりますが、事業内容は、令和 3 年度予算案を書いております。事業につきましては、お手元の資料の 19 ページにまとめてあります。

厚生労働省といたしましては、これまで御説明させていただきました取組を通じまして、外国の方々介護施設に安心して従事できるような体制を整えて参りたいと考えております。簡単ではございますが、私からの説明は以上です。ありがとうございました。

(事務局)

東海北陸厚生局様、ありがとうございました。続きまして、名古屋市様から、「名古屋国際センターの一元的相談窓口の運営状況やコロナ対応で始めたオンライン相談の状況」につきまして、説明をお願いいたします。

(名古屋市)

皆さま、いつもお世話になっております。名古屋市役所観光文化交流局国際交流課の山田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、名古屋国際センターの一元的相談窓口の運営状況や、コロナ対応で始めたオンライン相談の状況について御報告させていただきます。皆様のお手元にパンフレットを配布させていただきました。まず、一元的相談窓口のある国際センターの場所ですが、名古屋駅から桜通線で一駅行ったところの国際センター駅に直結しておりまして、名古屋国際センタービルという建物があり、この建物の 3 階にあります。

パンフレットを開いていただきまして、左側に、情報サービスコーナー（3F）というところがございます。この写真のような雰囲気のところ、一元的相談窓口を運営しております。この一元的相談窓口は、令和元年度 4 月から実施しておりまして、開設時間は月曜日を除く 9 時から 17 時となっております。対応言語は 9 言語で、日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハンデル、フィリピン語、ネパール語となっております。対応の曜日や時間などは言語により異なっております。このパンフレットの情報サービスコーナー（3F）のところに、それぞれの言語と時間帯を記載させていただいております。これらの言語以外につきましては、ポケットクを活用しております。

相談実績につきましては、令和元年度は、年間 8,380 件となっております。相談内容別の内訳と、使用言語別の内訳は、お手元の資料のとおりになっておりまして、多いものとしましては、入管手続き、子供の教育ということになっております。令和 2 年の実績は 12 月末時点ですが、年間 6,580 件ということになっております。こちら、12 月末時点になっておりますので、年間ベースに割り戻していきますと、令和元年度より微増しているとい

う状況です。

相談の内訳ですが、出入国在留管理庁様への報告の項目に変更があったため、令和元年度と違う書き方になっていますが、相談の多いものとしては、傾向は同じで、入管手続きと教育関係が多い相談事項となっております。

4番の、最近の相談状況の現状や課題についてですが、現状としましては、トリオフォンの利用が高くなっております。令和元年12月末現在、150件だったものが、令和2年の同月末ですと414件ということで、2.7倍に増えております。これはやはりコロナの影響によるものが多いと考えておりました、具体的な内容を分析していきますと、名古屋市中区の保健センターと、外国人の方と、名古屋国際センター（NIC）を結んだトリオフォンで、健康観察についての相談やPCR検査の結果について、お伝えするときに利用していただいたり、後は、生活困窮ということで、緊急小口資金についてということで、社会福祉協議会さんと結ばせていただいたりとか、住宅確保給付金についてということで、仕事暮らし自立サポートセンター様と外国人の方と、NICを繋がせてもらったりということが多かったということになっております。

課題についてですが、生活に困窮している方からの相談が多いのですが、緊急小口貸付金や住宅確保給付金などの支援を一通り利用した後、更にまだ困窮しているという方に対して、更なる支援の情報がなかなか提供できないということが、今、職員が困っているところ、課題となっていることとなっております。

また、今、在宅勤務が広がっておりますが、在宅勤務での相談対応体制が整っておりませんので、職員のほうが、自分が罹らないように、業務が継続できるように、緊張しながら過ごしているというところがございます。

オンライン相談についても少し御報告させていただきます。7月までは、コロナの感染拡大とともに、来館者、対面相談をできるだけ少なくさせていただきたいということで、対面ももちろんやっておりましたが、できるだけ電話での対応を案内してやっておりました。その場合、相談者の書類などを見ることができずに、なかなか対応が難しかったというのがありました。また、電話では相手の表情が見えないので、しっかりと伝わっているのか、理解いただいているのかという部分について、相談員も、通訳者も不安を抱きながら対応している状況でございました。そのような理由から、令和2年8月からオンライン相談を試験的に導入しました。法律相談や行政書士による相談、教育相談、こころの相談、これらについては、事前予約をしていただいて、オンラインで相談させていただいております。

オンライン相談の利用者の反応ですが、書類を見せることができるので安心できるということがある反面、使用するデバイスによっては画像が荒く見にくいということがあったりするようです。ただ、御利用されている方の意見としては、お互いの表情が見えて話しやすいという意見がありますし、職員側の方も、相談者の表情が見えるので、理解しているか確認できて、その点では良いというところがあります。こういった課題を踏まえまして、できる限り改善しながら、今後、令和3年度は、更にオンライン相談を拡充できないかということを考えておりました、オンライン相談を推奨しながら、相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。私どもの報告は以上でございます。

(事務局)

皆様、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議事（１）イの「意見交換」に入りたいと存じます。

愛知県はじめ４つの構成団体から御報告いただいた取組についての質問も含めまして、「意見交換」とさせていただきたいと存じます。ただいま発表いただいた内容につきまして、お聞きしたい点等ございますでしょうか。

また、それ以外にも、外国人材の生活環境の整備等につきまして、各団体において取り組んでおられること、課題と認識している点等ございましたら、御報告させていただきたいと存じます。

ウ 意見交換

(名古屋市)

名古屋市山田でございます。愛知県さんの新規事業の外国人高齢者支援事業ですが、このリーフレットは２月上旬完成予定とお伺いさせていただきました。外国人高齢者向けには５言語ということをお伺いしていますが、名古屋市の方ではベトナムの方が急増しておりまして、割と年齢の高い方も多いということがございます。今後、多言語化について御予定がもしあればお伺いしたい。

(愛知県多文化共生推進室)

多言語化についてですが、まずは５言語で開始したということがありますが、今後、そういった要望等があれば、検討はさせていただきますが、まずは、当面５言語で周知を図りたいと考えています。御理解いただければと思います。

(名古屋市)

その場合、名古屋市の方で、ベトナム語にして使わせていただくことは可能でしょうか。

(愛知県多文化共生推進室)

そこは協議をさせていただいて、可能かどうかを検討させていただければと思います。御協力いただけるというのは、こちらとしては大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(事務局)

他にいかがでしょうか。

(愛知県国際交流協会)

愛知県国際交流協会の杉山です。名古屋市さんに、名古屋国際センターの取組を聞かせていただきありがとうございました。コロナ関係の相談で、保健センターとの通訳を日頃からずっとされていたと思いますが、年末から市の方でケアセンター独自で、通訳サービスを使うことになられたとお聞きしました。その経緯と、どのように契約されているのかを教えてくださいませんか。

(名古屋市)

コロナの対応につきましては、御報告させていただいたとおり、名古屋国際センター（NIC）が中心となって、多言語スタッフあるいはトリオフオン、テレビ電話を使って対応しておりましたが、NICにおいては、年末年始は閉館ということがありました。その間、ちょうど感染者が増えている時期でありましたので、外国人の方が相談できる場所がどこにもないという状況は避けなければなりません。そこで、市のほうで業者を探しまして、健康福祉局に多言語のコールセンターを是非やってもらいたいということを相談したところ、ちょうど仕事納めの日から対応していただくことができました。

そこで、このコールセンターがしっかり利用されているようでしたので、仕事始めの日で終了というわけではなく、当面3月末までは実施するというので、予定をしております。

(愛知県国際交流協会)

ありがとうございます。4月以降については、まだ決まっていないということでしょうか。

(名古屋市)

検討中ということをお伺いしております。

(事務局)

それでは、他にないようですので、せつかくの機会ですので、松本先生から、構成団体からの説明や報告をお聞きになって、何か御意見や御助言、御質問でございますでしょうか。

(松本一子氏)

たくさんの情報をいただきまして、ありがとうございます。こういった場が増えて、また、提供していただいた内容が周知される機会がもっとあるといいなというのが第一の感想です。

多くの情報が多言語化されて、さらにウェブで公開されるという流れが当たり前ようになってきているという印象を持ちました。これは大変素晴らしいことだと思います。

特に、県から御紹介いただいた外国人高齢者支援事業のリーフレットについてですが、支援者にとっても外国人高齢者にとっても、非常に貴重な情報になるのではないかと思います。

愛知県国際交流協会のウェブページでも「多文化ハンドブック」という冊子が公開されております。「子ども教育編」、「社会福祉編」、「結婚・離婚編」があります。これは、愛知県国際交流協会の多文化ソーシャルワーカーの相談員の方たちがマニュアルとして利用できる内容にもなっていて、非常に詳しい内容までわかりやすく書かれており、しかも、全てウェブで公開されています。

こういったハンドブックや、多くの人に知っていただきたい情報は、共有できる形になるとより広く周知していただけますし、利用者のためにもなると思いますので、御検討いただけるとありがたいです。以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。各機関がそれぞれ、素晴らしい資料を作っていて、それが現場にできる限り届かなければいけないということで、相互に連携しながらそういったものが有効に活用できるように取り組んでいきたいと思えます。

また、多言語化でお話しがありましたが、やさしい日本語も、今、国が先頭に立って、活用されるようにということで、各機関に依頼等をされていますので、そういったものを含めて、より広く、各ツールが利用しやすくなる環境づくりというものも、協議会のワーキンググループとしても取り組んでまいりたいと思えます。どうもありがとうございました。

皆様、御意見や情報提供をいただきましてありがとうございました。今後の事業展開にあたり、参考にしていただけたら幸いです。

それでは、これをもちまして「生活環境WG」を終了させていただきます。なお、今年度の「生活環境WG」につきましては、今回が最後とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(2) 日本語学習・日本語教育ワーキンググループ

(事務局[愛知県教多文化共生推進室])

それでは、ただいまから、「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」、「日本語学習・日本語教育WG」を、開催させていただきます。

進行は、前半に引き続きまして、多文化共生推進室長の、東松がつとめさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、後半から、愛知労働局様と東海日本語ネットワーク様に御出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。まず初めに、議事(2)のA「基調報告：外国ルーツの子どもたちの日本語教育に係る現状と課題」でございます。

本日は講師といたしまして、愛知淑徳大学非常勤講師の松本一子先生をお招きしております。松本先生は、長年にわたり、大学の教育現場において学生を指導されているとともに、ボランティアとしても外国人児童生徒の日本語学習を支援されております。また、文部科学省の「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」の委員を務めるなど、教育者、研究者、実践者として、年少者に対する日本語教育の専門家です。

本日は、「外国ルーツの子どもたちの日本語教育に係る現状と課題」について、基調報告をしていただきたいと思います。

それでは松本先生、よろしくお願いいたします。

ア 基調報告：「外国ルーツの子どもたちの日本語教育に係る現状と課題」

〔講師：愛知淑徳大学 非常勤講師 松本 一子 氏〕

それでは、始めさせていただきます。

まず、日本のこれからの人口は減り、高齢化率は高くなり、子どもの数は減少していきます。これは、国立人口問題研究所が出している資料ですが、この図からも見てとれます。

しかし、外国人の子どもは増えていきます。今も増えておりますし、これからも増えていくと予想されます。それは、国の学校基本調査から分かります。

また、文部科学省は「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を、改正入管法施行の翌年である1991年から実施しております。直近のデータは平成30年の調査結果ですが、日本語指導が必要な児童生徒数は、過去最高となっております。

「日本語指導が必要な児童生徒」という言葉ですが、平成18年以降、注釈が付けられるようになりました。日常会話が十分にできない児童生徒のみならず、日常会話ができていても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている、授業についていけない子ども、そういった児童生徒も含めています。そして、その調査結果によりますと、外国籍の日本語指導が必要な児童生徒は増え続けていますし、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も増え続けています。

では、学校基本調査による在籍児童生徒数ですが、平成30年で、93,133人が日本の公立学校に在籍している外国籍の児童生徒数です。このほぼ半数、約43%が、日本語指導が必要な児童生徒ということになります。

日本語指導が必要な児童生徒の都道府県別の内訳ですが、愛知県が突出しており、2位

の神奈川県のおよそ倍となっております。同様に、日本国籍の児童生徒数も愛知県は全国1位となっております。この2つのグラフで注目していただきたいのは、青い部分が小学校の在籍数、赤い部分が中学校の在籍数、緑色の部分がほとんど見えませんが高校の在籍数で、中学校の約20%となっております。2位の神奈川や3位の東京都と比べますと、高校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が非常に少ないということ、これは課題の一つですが、入試については、後で触れたいと思います。

また、日本語指導が必要であるにもかかわらず、実際には、ほぼ20%が日本語指導を受けていないという現状も報告されています。さらに、高校に対する在籍調査をしたところ、全日制よりも定時制に在籍している割合が非常に高いということも分かりました。

さらに、次の調査結果ですが、これは平成30年に初めて調査されたものです。すべての高校生と、日本語指導が必要な高校生とを比較したものです。中途退学率は7.4倍、高校から大学への進学率は6割程度、就職者における非正規就職率は9.3倍、進学も就職もしていない割合が2.7倍という結果が出ております。

もう一つ国の調査が行われました。これは初めての全国調査です。2019年に実施され、新聞でも大きく報道されましたので、ご記憶にある方もいらっしゃると思います。不就学の可能性がある児童生徒が、全国ではほぼ2万人いるという調査結果でした。就学状況が確認できなかった数や、住民基本台帳で把握している数と教育委員会が就学を把握している数との差が、全て不就学の可能性があるということで、合計19,471人になると報道され、多くの方に衝撃を与えました。

愛知県の年齢別の外国人の推移をご覧ください。0歳から5歳の就学前の子どもの数が増加しております。小中学校の年齢の6歳から15歳の子どもの数も増加しております。豊田市では、小中学校に在籍する外国人の子どもの58.6%が日本生まれという報告もあります。日本生まれの外国人の子どもの数が各地で散見される状況になっております。

外国人の子どもには様々な背景があり、国籍で分けることは難しく、多様化しておりますので、外国にルーツをもつ子ども、外国につながる子どもと表現されるようになってきております。外国籍でも日本語しか話せない子どもとか、日本人男性との国際結婚で生まれた日本国籍の子どもが、母親の片言の日本語で育てられて、上手く日本語が話せないということもあります。日本語でも母語でも年齢相当のレベルに届かない子もいます。本来、2つの言語で学んでいる子は、成長すれば言語資源、社会資源になりうる人材です。

それでは、乳幼児期、学齢期の言葉の問題としてどのようなものがあるのでしょうか。まず、母語でのことばかけが少なく、語彙が少ないことです。一番親のことばかけが必要な時期、言葉の土台づくりの時期に、片言の日本語で話しかけているような状況があります。親が長時間労働のために、長時間保育の子どもに多く見られる現象で、親が関われる時間が少ないのに、母語よりも日本語が重視される状況に置かれると、子どもは親の言語が継承できないこととなります。そして、親が母語で子どもに話しても、日本語で返事をしていくという状況になり、今度は、子どもが話している日本語が難しく、親が理解できないという状況も起きてきます。親は、子どもがペラペラと日本語を話しているので子どもの日本語能力には問題がない、テストの点が取れないのは子どもの学習意欲、態度のせいである、というように思っております。子どもよりも親の日本語のレベルが低ければ、子どもの日本語レベルが日本人と比べてどうなのかということは、なかなか判断しにくいこ

とです。そして、コミュニケーションがうまくできなくて、親と子の共通言語が無くなりますので、進路の相談など、本当にしっかりと話し合わなければいけない状況で、通訳の助けがいるということも珍しくないのです。一体何が原因なのかということですが、これは小学校に入ってからからの支援では遅いということなのです。0歳から5歳の就学前の支援が非常に大切であると考えます。就学前の親子に関わる保健師、保育・幼児教育関係者などが、保護者に、子育てに必要な情報を知らせることが大切です。

次に、国の方針についてお話しさせていただきます。日本においては、外国人は義務教育の対象外ですが、就学することを希望すれば日本人と同一の教育を受ける機会を保障しています。

そして、2019年4月に新たな在留資格を創設し、外国人材の受入れを推進する方向に舵を切りました。そこで、日本語教育推進法では、外国人幼児も加えて、日本語教育の機会の確保や幼児期、学齢期における家庭における言語の重要性が明記されています。有識者会議の報告書でも、就学前段階から高等学校段階、学校卒業後も見据えた指導、支援などが明記されています。

就学促進に係る指針では、共生社会の一員として、今後の日本を形成する人材であることを前提に就学機会の提供を促進すると述べられています。義務教育の期間に限らず、それまでほとんど文言として登場していなかった外国人の幼児や、高等学校段階からその卒業後を見据えた表現が散りばめられていることも、国の新たな方向性を示しています。

最後に、愛知県の取組をご紹介します。まず、日本語指導に対応する教員の配置ですが、2019年度では、一つの学校に日本語指導が必要な子どもが10人未満の場合、日本語指導の先生の配置がありませんでした。最初、日本語指導が必要な児童生徒の100%が支援を受けているのではなく、20%くらいの子どもたちが支援を受けられていないという図をお見せしましたが、一つの学校に、日本語指導が必要な児童生徒1人であるとか、5人未満であるような、散在地域の場合、先生を余分に配置することができませんので、担任が担当するなど、十分な指導が受けられない状況がありました。そういった市町に対して、市内の複数の学校の合計で10人以上いれば1名配置するという制度変更がありました。これは、子どもたちにとって喜ばしい見直しであったと思います。

2番目が、高校入試に関する制度です。愛知県では、2002年度から、5教科の試験科目を3教科にしたり、入試問題にルビをつけたり、特別枠のある学校を3校設置したりするところからスタートしました。今年度までに、3校から11校まで少しずつ増えてはきましたが、合格者数は過去最高でも38人と、なかなか増えてきません。神奈川や東京のように、定員内で不合格を出さないという制度で、合格者を100人、130人出しているところには遥かに及びません。合格後の支援体制も、それぞれの学校の独自の取組になっていて、学校差があります。まだまだ改善の余地や課題があるということです。

それから、就学前の子ども支援事業は2006年度から取り組まれております。小学校入学直前の子ども支援、親支援をする「プレスクール事業」を始め、乳幼児期からの支援事業として「多文化子育てサロン」を設け、外国人親子と日本人親子が交流し、相互理解が促進できる場、ことばや制度の異なる国での子育て支援の場を提供しております。これらは継続して、是非とも県内に広げていただきたい事業です。

最後に、日本語学習支援事業をお伝えしたいと思います。2008年に愛知県は、地元経済

界と協力して基金を創設し、外国ルーツの子どものための日本語教室の運営費、会場費の助成や外国人学校の日本語指導者雇用助成などをしてきました。基金のおかげで、13年間で日本語教室は96教室にまで増えましたが、2021年度限りで基金が底をつき、終了との声も出ております。この教室は、留守家庭の子どもたちの居場所であり、授業が分からない子どもたちの学習支援の場でもあります。運営費や会場費は、96教室で年間3,000万円くらいかかっていると聞きしておりますが、今後はボランティアの持ち出しで運営するとか、子どもたちからお金を徴収することになれば、本当に支援を必要としている子どもたちが来られなくなります。基金の再造成を切にお願いしたいと思います。愛知県国際交流協会が事務局になっていますので、資料も提供していただきました。平成20年に25教室だったところが、令和元年には96教室になっていますし、延べ15,155人の外国人児童生徒が支援を受けて学習をしてきました。支援事業を継続発展させるために、切に再造成を願っています。以上で報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

(事務局)

松本先生、ありがとうございました。ただいまの松本先生からの基調報告につきまして、御質問等がある場合、後ほど、議題(2)ウの「意見交換」においてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

続きまして、議事(2)イの「WG構成団体からの取組報告」に入りたいと思います。なお、松本先生には引き続き同席していただき、後ほどの「意見交換」も含めまして、御助言等をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

今回は、それぞれの構成団体で実施されている取組について、この「日本語学習・日本語教育WG」で御紹介いただけるものを、事前に調査させていただきました。本日は、その中から、愛知県教育委員会、愛知労働局様、知立市様、蟹江町様、東海日本語ネットワーク様から、取組内容や課題等につきまして、御報告をいただきたいと存じます。

それではまず、愛知県教育委員会から、「若者・外国人未来塾」について、御報告させていただきます。

イ WG構成団体からの取組報告

(愛知県教育委員会)

愛知県教育委員会生涯学習課の地福と申します。それでは、「若者・外国人未来塾」について報告させていただきます。この「若者・外国人未来塾」は、高卒の資格が無く就職やキャリアアップに不利な状態に置かれている若者や外国人を支援するため、生涯学習課で行っている若者外国人未来応援事業の柱の一つとして実施しております。

「若者・外国人未来塾」が対象としているのは、高校中退者、中学校卒業後進路未定者、また、日本語習得が十分でないために、希望の進路実現が困難になっている外国の方となっております。そういう方たちに、主に、いわゆる「高卒認定試験」と呼ばれている高等学校卒業認定試験の合格を目標とした無料の学習支援を行うものです。また、学習支援だけでなく、学習相談、助言なども無料で行っております。お配りした「資料8」ですが、こちらは今年度のチラシとなります。「若者・外国人未来塾」の実施場所一覧となっております。

ます。

この事業は、2017年度に開始しました。当初は、名古屋、豊橋、豊田の3地域のみでしたが、3年目の2019年度に、半田、春日井、4年目となった今年度新たに、一宮、蒲郡を加え、県内7地域で実施しております。

また、昨年度までは名古屋地域のみで行っていた外国人を対象とした日本語学習支援ですが、今年度から「読み」「書き」を中心とした日本語学習に内容を変え、名古屋、豊橋、豊田の3地域で実施しております。実際の学習支援、相談は委託団体が実施しております。学習方法としては基本的には個別指導で、参加者が学習している教科書やテキストの分からない箇所を聞いて教えるという形式です。そして、実施日の欄に記載してある時間内であれば、学習支援を受けるというふうにしております。本事業は、若者の居場所としての利用も想定しておりますので、出席を強要せず、来たいときに来て、帰りたいときに帰るという方針で、気軽に参加できるようにしております。

日本語学習支援についても、同じように実施しております。日本語学習支援については、昨年12月末日現在で、名古屋は4名、豊橋は18名、豊田は23名の方たちが参加しております。高校中退者、中学校卒業後に進学していない外国人の若者や、日本でのよりよい就労を目指す主婦の方などに参加いただいております。また、学校に在籍しているものの、授業についていけないという外国籍の生徒も可能な限り受け入れております。外国の方にも情報が伝わるよう、豊田地域では、委託団体が独自にポルトガル語、スペイン語のリーフレットも作成して広報に活用しております。

若者・外国人未来応援事業が、何らかの理由でドロップアウトしてしまった若者に、再チャレンジの機会を与え、そして、それを支えることで、一人一人が個性をいかして生き生きと暮らす社会を目指す事業でございます。外国人の方についても、意欲、能力がありながら、日本語が不自由というだけで、その能力が生かされない社会は望ましいものではありません。一人でも多くの方を支援し、その個性が十分に発揮される社会づくりに貢献できるよう、今後も事業を続けてまいりたいと思っております。以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、愛知労働局様から、「外国人就労・定着支援研修事業」につきまして、よろしく申し上げます。

(愛知労働局)

愛知労働局の神野でございます。よろしくお願いいたします。

この研修事業につきましては、前回のワーキンググループにおいて、コース案内の資料をお配りさせていただいております。本日は、そのリーフレットは配布しておりませんが、どのような状態であったかというのを御報告申しあげます。

外国人の就労・定着支援研修についてですが、レベルは1から5に分けて、就労の場で必要な日本語の研修を行うということで、9月から開始しております。

その状況についてですが、参加されている方は、主に永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、および定住者です。この方々を対象に、日本の職場における特にコミュニケーション能力の向上であるとか、日本独特の雇用の慣行であるとか、ビジネスマナー、

それから各種社会保険制度に関する知識の習得、こういうものを幅広く行っております。

厚生労働省の委託機関であります、一般社団法人日本国際センター、通称は JICE（ジャイス）とおっしゃいますが、そちらに委託して実施しております。

国籍別では、やはり製造現場で働いている方が多いこともありまして、ブラジルの方が 51.3%、195 名で半分以上を占めております。その次に、中国、フィリピンと、やはり日本人の配偶者の方々が多いという状況でございます。その他は、ベトナム、ペルーなどが続いていきますが、圧倒的にいわゆる日系 3 世、4 世の方が占めている状況でございます。

9 月から順次実施しておりますが、残念ながら新型コロナウイルスの感染が、研修生の中で 2 コース発生しました。これとは別に、濃厚接触者の方が 4 コースで出まして、非常に大きな影響がございました。定員については、一番多くても 12 名程度ということで、少ない人数でやっておりますが、やはり 1 人でも感染者が出てしてしまうと閉講せざるを得ないということで、研修の進行のうえでは大きな打撃となりました。

12 月以降は、オンライン研修を設けることを予定しておりますが、オンライン研修になりますと、ご自宅に ZOOM ですとかスマホ、パソコンなどハードウェアを持っておられない方もいらっしゃいますので、経済的な問題が新たな課題になると思っております。

現在の県内における外国の方の労働状況を見ますと、やはり製造分野において派遣又は非正規で働いている方が非常に多い状況でございます。例えば、製造の現場において、ラインが 5 つあるとしますと、1 つのラインを 1 つの国籍の労働者で固めて、日本語ができる人を一人配置するという企業が多いです。

このように、日本語が話せなくても働くことができるという環境があります。ハローワークに、日本語ができない、読めないという方が相談に来られて、困っているという環境があります。特に、今年は新型コロナウイルス感染症の拡大がありまして、派遣就労者の方が雇止めなどでかなり影響を受けております。特に、西尾と刈谷にハローワークには、年末、多くの外国人の方が職を求めて集まってこられました。

ハローワークにも通訳はおりますが、それだけでは足りませんので、ポケットクなどのような機器も導入して職業相談を進めております。先ほどの基調報告でもございましたように、若い時期からの日本語教育がしっかりされていないと、日本語が話せなくても働くことができってしまうという環境があるので、今回のような新型コロナウイルスの感染拡大のようなことが起きてしまうと、非常に厳しい状況に陥ってしまいます。

私共も、中高生からハローワークで相談しておりますので、そこではわかりやすい日本語、簡単ではありますが学校の先生を通じて教えたりということも、ハローワーク単位ではありますが、地道にやっております。以上でございます。

（事務局）

愛知労働局様、ありがとうございました。続きまして、知立市様から、「あいち地域日本語教育コーディネーター派遣事業の活用」につきまして、よろしく申し上げます。

（知立市）

こんにちは。知立市の協働推進課の神谷と申します。よろしく申し上げます。

それでは、私の方から、知立市における、愛知県さんが実施しておられます「あいち地域日本語教育コーディネーター派遣事業」につきまして、御報告をさせていただきます。

地域日本語教育コーディネーター派遣事業については、知立市国際交流協会が主催する日本語教室に、昨年の10月から12月まで、計3回の訪問をしていただきました。日本語教室の運営や活動の方法について、御指導をいただいております。

派遣事業に申し込んだ経緯といたしましては、知立市国際交流協会が主催する日本語教室が、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、昨年の2月から長期にわたって中止をしまして、未だ再開の目処が立っていないという状況でございます。なんとか教室を再開させたいという思いから、昨年の8月頃に、オンラインで日本語教室を再開できないかと検討を始めておりました。そのとき、愛知県さんの方のコーディネーター派遣事業を知りまして、オンラインでの教室の実施方法など、相談させていただきたく、派遣事業の活用を考えたということでもあります。

知立市の日本語教室は土曜日の夜間に実施をしておりましたが、コロナの影響で施設の状況もあり、思うように活動できていない状況であります。

派遣事業の内容でございますが、日本語教室再開にあたっての注意事項やオンラインでの実施方法など日本語教室のあり方などが主なところではありますが、実際にパソコンを使って、ZOOMのインストールの使い方だったり、クラス分けの方法、あるいは教材の共有方法など、オンラインで実施するにあたっての基本的なところを御指導いただいております。

効果としましては、実際に日本語教室を運営するスタッフが、オンラインでの実施方法を学ぶことができたというところ、また、オンラインで実施することによっての利点などを教えていただくことができて、大変有意義だったと伺っております。

最後に、知立市における日本語教室の状況でございますが、少し報告させていただきますと、現在ZOOMと対面により教室を試験的に開催しております。まだ本格的な再開ではございませんが、対面であったり、ZOOMでその代用ができればと試験的に運用を始めているところがございます。新年度、再開を目指して準備を進めているところではあります。新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、会場である市役所に隣接する公民館の使用制限に引っかかっている状況でもございましたので、現段階では早くも6月ごろの再開を目指しているところであります。

課題といたしましては、新型コロナウイルスのワクチンの接種が始まると自治体において集団接種が行われますが、会場になるということで、なかなか教室とつなぐことができない状況になる、これが問題だと考えております。

少しずつ参加者の数が増えていきますと、1つの部屋で行うことが難しいので、2つの部屋で行っております。

スタッフも少ない人数で運営しているという課題もありますので、こういったことも派遣事業を通して、機会がございましたら、御相談等していきたいと思っております。

知立市から報告させていただきました。ありがとうございます。

(事務局)

知立市様、ありがとうございます。続きまして、蟹江町様から、「プレスクール事業」につきまして、よろしく申し上げます。

(蟹江町)

蟹江町政策推進課の北條です。よろしくお願いします。

当町のプレスクールということで、まず、これまで実施してきましたプレスクール、そしてプレプレスクールというのがありますが、これらの事業につきましては、引き続き来年度以降も実施していこうという方針でございます。

そのような中で、プレスクール指導者養成講座というものを実施しておりますが、こちらのほうがちょうどまち・ひと・しごと創生総合戦略と合わせて、この4月から新たな計画が始動するというので、この3月にその策定が終わるところでございます。

各種計画と戦略の中で、プレスクールの実施とプレスクールの指導者養成の両方につきまして、重点戦略に位置付け、重きを置いて取り組んでいく方針にあることをご報告いたします。

変更点といたしましては、現在プレスクールは町長部局の子ども課、いわゆる保育事業を扱う部署で所管しておりますが、来年度からは教育委員会で学校教育を取り扱う教育課で取り扱います。

変更理由といたしましては、最終的には就学してから学校の中につながっていくということで、これから深く学校教育の中で見ていこうというのが一つの理由でございます。

これまではプレスクールの実施場所は、保育所で行っておりましたが、その先につながる教育部門の方で所管したほうが、早くからのケアがスムーズに行くのではないかとということで、所管替えになりました。

もう一つの大きな変更理由は、小中学校にスクールサポーターという方がおりますが、そのスクールサポーターはプレスクール指導者養成講座の先生をしておられる方々が揃っております。そういうところも含めて、理解が早いということで、この2つの理由から所管を変更することになりました。

もう一つは、夏休みの宿題や課題が、外国にルーツを持つ子どもたちには難しいということで、宿題や課題の支援をしておりましたが、コロナ禍でなかなか実施できない状況にありましたので、今後またこのような状況が続く中で、どのように行っていくかということが、町としての大きな課題の一つとなっております。

最後になりますが、お手元に配布していただいております「資料9」について、一つ訂正をお願いしたいです。資料は右綴じになっておりますが、当町の広報誌はフルカラーで横書きのため左開きになっておりますので、左綴じで綴じ直していただければと思います。

昨年11月ですが、あいち多文化共生月間に合わせて、当町における外国にルーツを持つ方々に対する取組や支援、協力などを、総合的に町民の皆さま、そして対外的に知っていただくということで、広報誌に特集を組ませていただきました。広報誌の編集につきましては、政策推進課で取り扱いをしております、業者委託ではなく、印刷以外のすべての編集を、職員が自ら取材を含めて行っております。

これまで、これだけなかなか総括的に御紹介する機会もありませんでしたので、この機会をいただいて、現状どのように取り組んでいるのか、そして、外国にルーツを持つ方々にどう向き合って共生していくと良いかということも少しでも考えていただこうということで、まとめさせていただいたものですので、また後ほどお目通しいただければと思いま

す。蟹江町からは以上でございます。

(事務局)

蟹江町様、ありがとうございました。それでは、最後に、東海日本語ネットワーク様から、「日本語ボランティアシンポジウム 2020 の結果報告」を始め、団体の取組につきまして、よろしく申し上げます。

(東海日本語ネットワーク)

東海日本語ネットワークです。「資料 10」として配布していただいています。最初は、12 月 5 日に開催した「日本語ボランティアシンポジウム 2020」の当日のプログラムでございます。

例年、東海日本語ネットワークでは、名古屋国際センターとの両主催で日本語ボランティアシンポジウムを行ってきましたが、今年度は、オンラインで、午後だけの開催としました。メインテーマが「日本語学習の機会を拡げる工夫」で、事例紹介として3名の方から発表していただきました。

お一人目は、子供が小さい方がなかなか日本語学習の機会に恵まれないということで、こういう人に対して親子で一緒に学ぶ、子育てを学ぶ工夫をうまくしたことで、家族で学ぶことができたという事例報告をしていただきました。

お二人目は、保見団地で主に日系労働者の人たちがなかなか日本語を学べない、特に、ほとんど日本語ができない人たちが、なかなか参加してこないということで、街なかではなくて、居住地において仕事に出る前の時間、そして仕事が終わってからの時間帯でやるということを行いました。何度も市に相談して、そのような教室は先例がないということでしたが、理解をしていただいて、教室を開いたところ、ウェイティングリストができるほどの申込みがあり、続けているという報告でした。

そして三人目の方は、静岡県磐田市の団体です。昨年3月頃から教室が閉鎖されたわけですが、そのときにいち早くオンラインでやりましょうと。ここの教室は、商業施設の中で教室を行っているという特色があって、閉鎖となるのも早く、そしてなかなか再開の見込みも立たないだろうということで、早くにオンラインでの実施を決定されました。ZOOMを使ってどのようにやっていくのかという手法について非常に工夫されている事例報告がありました。

この3つの事例は、地域日本語教室が抱えてきた課題といっても、個々の日本語教室は自分たちの目の前にいる学習者、来てくれる学習者のために全力を尽くす、いろいろ工夫するということが、来ない人たちの課題を意識することはないわけです。けれども、そこに届かない人たちがいっぱい取りこぼされていく、で、地域全体のことを考えると、教室に来ていない人たちの学習保障をどのようにしていくかっていうのは大きな課題で、この3つの報告を共有するという意味では、先進的な事例報告になったのではないかと考えております。

そして、同じシンポジウムの中で11ページに「コロナ禍におけるTNN会員教室の現状」というのがあります。TNNとしては3月の研修会と4月の研修会を中止にして、そして今年度は全部オンラインでやろうということを決めました。それで、6月の交流会もZOOMで

話し合うという感じでやったんですけれども、どの教室も今後どうしようということにすごく悩んでいて、もう今年度は教室は開かないと早々と決めた教室もあるんですけれども、オンラインをするにはいろいろ心配もあるけど、他の教室はどうやっているのかなというような、そういう問題意識で、交流会に参加した人たちからは、こういう場をもててよかったと言っていただきました。8月のアンケートに、答えてくれた教室は少なかったんですけれども、「どうしてですか？」というような聞き方をしました。ちょうど7月くらいからは教室を再開しているところもあったのですが、対面で活動しているところはこういう風になっているのか、活動しているところはかなり丁寧に対策しているところから、まあまああというところまであるんですけれども、一応人数制限とか、消毒とか、マスクとか連絡先を書くとかってというのは徹底しているという感じです。

質問②の回答で「クラスによってオンラインで授業を実施」というのが多くの教室であがっているんですけれども、これがどういう意味かという、ボランティアの中でそういうことができる人が、教室としてというよりは個人的に学習者に呼びかけてやっているという状況が圧倒的に多くて、一生懸命勉強会をやったりしていて、でも、この8月の時点ではそういう教室は半分以下というような感じでした。

秋口から名古屋市さんの方で、名古屋市内のボランティア教室に向けてですけれども、オンラインのための研修というのを実施して、そして教室ごとのカスタマイズの研修もしますよと呼びかけ、研修自体もオンラインなんですけれども、非常に感触としては好評をいただいているのではないかと感じています。

個人的にも、with コロナということをやっぱり避けて通れないということを見越してオンラインの方向は必ず探っていかななくてはならないだろうなと思っています。

シンポジウムについてもですね、実はなかなか決心がつかなくて、シンポジウムだけは対面でやりたいねっていうのがみんなの気持ちの中であって、具体的にオンラインでやろうと決めたのは9月以降です。8月の終わりのあたりでバタバタと変更をしました。でも、そういう状況が多くの教室の状況でもあります。今、かなり、オンラインで、また10月くらいから再開して、当面对面でやるつもりだったけど、ちょっとまずいという状況になって、そのままオンラインで続行している教室もあり、もう休止を決めた教室、それからオンラインに切り替えた教室というのもあります。

準備しておけば容易にオンラインに切り替えることができるかなという風に思っているのですが、オンラインに切り替えるためには、準備に対面があると助かるんですね。だから、最初からオンラインで募集というのは厳しいのかなと個人的には思っております。

もう一つ最後に「教室へ行こう！キャンペーン」というのを前回お話したと思うんですけれども、このシンポジウムのテーマである、教室に行かない人たち、教室に来られない人たちを一体どうするのか、ということで、東海日本語ネットワークとしては一昨年度調査して、そういう人たちがたくさんいるんだということと、その人たちの声を聞くということをしました。で、今年度は教室になかなか行けない、行く勇気がない、行くことに消極的だと思っている人たちに向けたメッセージと、名古屋市内の教室マップを作成して呼びかけるということ、今年度中に作成しなくてはいけないので、ちょっと追い込みでやっております。また周知にご協力いただければと思います。よろしくお願ひします。

(事務局)

皆様、どうもありがとうございました。

それでは、議事(2)ウの「意見交換」に入りたいと存じます。冒頭の松本先生からの「外国ルーツの子どもたちの日本語教育に係る現状と課題」についての基調報告、また、愛知県教育委員会はじめ5つの構成団体から御報告いただいた取組についての質問も含めまして、「意見交換」とさせていただきたいと存じます。発表いただいた内容について、お聞きしたい点等ございますでしょうか。

それ以外にも、外国人に対する日本語学習・日本語教育につきまして、各団体において取り組んでおられること、課題と認識している点等ございましたら、御報告いただきたいと思います。

ウ 意見交換

(愛知県経営者協会)

松本先生にお聞きしたいのですが、資料の5ページから日本語指導が必要な児童生徒数について書かれておられます。5ページを見ると、日本全国で日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数が4万人いて、8ページを見ると、そのうち愛知県には9,100人の日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数がおり、全国の約22%を占めているのだと思います。同じように6ページと9ページを比較すると、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数について、愛知県は全国の約20%を占めているのだと思います。

一方、対象となる児童生徒数の総数のデータはあるのでしょうか。そういうのがあれば、愛知県が全国と比較して多いか少ないかということが分かると思うのですが。

(松本一子氏)

外国人児童生徒数につきましては、文科省が学校基本調査で校種別に都道府県別データを出しています。

(愛知県経営者協会)

日本語指導が必要な児童生徒について、基準はないということでしょうか。

(松本一子氏)

共通の定義としては、資料の4ページにもございます「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」ということになりますが、調査をするときの、さらに細かい基準というのはありません。

(事務局)

資料の7ページは、学校基本調査をもとにした、全国版の数字になるかと思いますが、学校基本調査によって、近似値としてですが、どれくらいの外国人児童生徒数があるかというのは分かると思います。そこから、類推、推計していくことは可能かと思いますが、申し訳ございませんが、今、手元に資料はございません。

(事務局)

それでは、せっかくの機会ですので、松本先生から最後に一言いただけますでしょうか。

(松本一子氏)

蟹江町の広報誌を拝見しまして、こういった外国人の子どもをテーマにした特集が組める時代になってきたんだということに素晴らしさを感じました。

現場を見ていても、外国人の子どもの数は増えてきておりますし、子どもたちが才能を発揮して、力を伸ばしていけることが大切です。愛知県では、3年前にブラジル人の弁護士が誕生しましたし、資格を取って活躍している人たちも増えてきております。人材を埋もれさせることなく、しっかりと育てていくということが、学校現場や地域で支える様々な立場の方たちの共通した願いであると思います。本日は、ありがとうございました。

(事務局)

松本先生、どうもありがとうございました。

皆様、長時間にわたり、どうもありがとうございました。今年度の「日本語学習・日本語教育WG」につきましては、今回が最後とさせていただきます。

それでは、皆様、本日は御協力ありがとうございました。これもちまして「日本語学習・日本語教育WG」を終了させていただきます。